

箕輪町総合評価落札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箕輪町における受注希望型競争入札に基づく入札のうち、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、建設工事等に関して競争入札等を実施する場合に価格及びその他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）に関する必要な事項を定める。

(対象工事等)

第2条 町が発注する建設工事（以下「工事」という。）のうち、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下「予定価格」という。）1億円以上のもので、町業者選定委員会が選定したものを対象とし、入札者の工事成績、工事实績、技術者の能力、社会貢献や現場条件に対する知見等（以下「工事成績等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事とする。

(総合評価の方法)

第3条 総合評価落札方式で定める評価は、次の各号の規定による。

- (1) 総合評価点：価格点と価格以外の評価点を総合した評価点
- (2) 価格点：入札価格に基づいて算定した評価点
- (3) 価格以外の評価点：入札者の技術提案等の内容や工事成績等又は技術者実績等から算定した評価点

2 前項の評価点は、別添「総合評価点算定基準」に基づき配点するものとする。

(受注希望型競争入札の適用)

第4条 本要綱に規定する事項以外は、受注希望型競争入札を適用するものとする。

(総合評価落札方式の実施)

第5条 発注する課等の長（以下「発注課長」）は、本要綱により落札者を決定するための総合評価の方法や配点（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、入札担当課長に關係資料を提出するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第6条 入札担当課長は、本要綱により落札者決定基準を定めようとするときは、当分の間、長野県総合評価技術委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。なお、当該意見聴取の際に、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて、委員会の意見を聴かなければならない。

2 入札担当課長は、前項による意見聴取を行ったときは、その結果を発注課長に報告するとともに、落札者決定基準（評価項目及び配点）を箕輪町のホームページに公表するものとする。

(落札者決定基準)

第7条 発注課長は、総合評価落札方式による発注方法について、第6条第2項の報告を

受けたときは、速やかに実施を決定するものとする。

2 発注課長は、第6条第1項による落札者決定基準に係る意見聴取の結果、意見が付されたときは、町業者選定委員会において審議のうえ実施を決定するものとする。

(落札者決定の際の意見聴取)

第8条 入札担当課長は、第6条第1項で落札者を決定しようとするときに改めて委員会の意見を聴くこととなった場合において、落札者を決定しようとするときは、町業者選定委員会委員長（以下「委員長」という。）に關係資料を提出するものとする。

2 委員長は、前項により資料が提出された場合は、委員会の意見を聴かなければならない。

3 入札担当課長は、落札者の決定について、委員会から通知があったときは、速やかに落札者を決定するものとする。

(価格以外の評価点の審査及び決定)

第9条 第3条第1項第3号の価格以外の評価点の審査及び決定は、入札者から提出される「価格以外の評価点申請書」に基づき採点し、発注課長が決定するものとする。

(落札決定方法)

第10条 総合評価落札方式で定める落札決定の方法は次の各号の規定による。

(1) 入札書の開札は、価格以外の評価点が決定した後に行う。

(2) 入札者のうち、次のいずれの要件も満たす者を価格以外の評価対象とする。

ア 価格以外の評価を行うため、入札公告で定めた資料又は価格以外の評価点申請書を提出した者

イ 入札書が公告に定めた必要な要件を満たし、無効でない者

(3) 入札者のうち、次の要件のいずれも満たす者を対象に総合評価を行う。

ア 入札価格が予定価格以内の入札者

イ 最低制限価格において失格とならない者

(4) 価格以外の評価点申請書に相違がないことを確認するため、落札候補者に対し必要な調書及び資料の提出を求め内容を確認するものとする。

(5) 前号の確認において総合評価点が過大となる相違があった場合は、総合評価点を減点修正し落札候補者が変わる場合、次順位者について確認するものとする。ただし、相違の内容が悪質である場合は無効又は失格とする。

(6) 入札担当課長は、落札候補者の通知後、価格以外の評価点の相違が判明し、総合評価点による順位が入れ替わる場合は、落札候補者取消し通知書により落札候補者の通知を取り消すものとする。

(7) 落札候補者は、総合評価点の最も高い者とする。

(入札参加者への周知)

第11条 入札担当課長は、入札参加者に対し、本要綱等を箕輪町のホームページに掲載すると共に、入札公告により次の事項を周知する。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 総合評価の落札者決定基準（評価項目及び配点）に関すること。
- (3) 入札時又は落札候補者資格審査時に提出が必要な資料に関すること。
- (4) 落札者決定方法に関すること。
- (5) 価格以外の評価結果の公表及び評価結果に対する疑義照会に関すること。
- (6) 価格以外の評価内容の確保等に関すること。

（入札時に必要な資料）

第 12 条 入札者は価格以外の評価を行うに必要な資料又は価格以外の評価点申請書を入札書と同時に提出するものとする。

2 前項の価格以外の評価を行うに必要な資料を提出しない入札者の入札書は無効とする。

（価格以外の評価結果の公表と評価結果に対する疑義照会）

第 13 条 入札担当課長は、価格以外の評価点を箕輪町のホームページに掲載するものとする。

2 入札者は、前項により公表された日の翌日から2日以内に、自らの評価点のうち価格以外の評価項目について疑義照会ができるものとする。

（価格以外の評価内容の確保等）

第 14 条 発注課長は、第 10 条による落札候補者との契約前に価格以外の評価内容を満足しない事実が確認された場合は当該落札候補者とは契約しないものとする。

（その他）

第 15 条 本要綱に関して疑義が生じた場合は、入札担当課長に協議し対応する。

2 入札が不調となったとき、又は応札者がいないときは、受注希望型競争入札により新たに公告できるものとする。また、急を要するときは、公告期間を短縮することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。